

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
第2期中期目標期間における業務の実績に関する
評価結果報告書

佐 賀 県

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 5 項の
規定に基づき、別紙のとおり報告します。

平成 30 年 9 月 4 日

佐賀県知事 山口 祥義

目 次

1	評価方法の概要	1
2	全体評価	2
3	中期目標項目別評価	
第2	県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3
第3	業務運営の改善及び効率化に関する事項	5
第4	財務内容の改善に関する事項	7
第5	その他業務運営に関する重要事項	8

(参考資料)

○	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価実施要領	9
---	----------------------------	---

地方独立行政法人法（平成 15 年法律 118 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「法人」という。）が知事から受ける評価について、「地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価実施要領」に基づき、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を踏まえ、次のとおり法人の第 2 期中期目標期間における業務の実績に関する評価を行った。

1 評価方法の概要

（1） 評価の基本方針

中期目標期間評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。また、主として中期目標・中期計画の達成に向けた業務の達成状況を確認する観点から行い、これらを通じて次期中期目標期間中の法人の組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することとする。

（2） 評価の実施方法

評価は、法人が自己評価に基づき作成する業務実績評価報告書に基づき、「中期目標項目別評価」及び「全体評価」により実施する。

「中期目標項目別評価」では、法人から提出された業務報告書等を基に、業務の実績等について、評価委員会による法人からのヒアリング等の調査審議を行った上で、中期目標の大項目ごとに、中期目標・中期計画の達成状況及び特記事項の内容等を総合的に勘案して、5段階で評価する。

「全体評価」では、中期目標項目別評価等の結果等を踏まえ、業務の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、中期目標・中期計画の達成状況全体を記述式で総合的に評価する。

なお、評価を実施するに当たっては、法人を取り巻く諸事情等を勘案し、総合的に判断する。

2 全体評価

第2期中期目標期間の業務実績に関する中期目標項目別の評価については、3ページ以降に示すとおりである。

これらの評価の結果を踏まえ、中期目標・中期計画の達成状況を総合的に判断し、業務の実施状況、財務状況及び法人のマネジメントのそれぞれの観点から全体評価を行った。

<業務の実施状況について>

全体として、中期目標について、目標通り達成したものと認められる。

- 佐賀県における中核的な医療機関として、救急医療及び高度・専門医療の充実に努め、専門性の高い医療スタッフの確保や育成に努められるなど、中期目標期間を通じて県民に高度で良質な医療を提供した。県民の医療ニーズにしっかりと応えており、県民の病院としての使命を十分に果たしていると評価する。

<財務状況について>

全体として、中期目標について、概ね目標通り達成していると認められる。

- 第2期中期目標期間においては、減価償却費の負担や償還額の増加による経常収支のマイナスが予想されていたが、
 - ・ 平成26年度から平成28年度は、在院日数の短縮によるDPC包括額の増額や、紹介率・逆紹介率アップに伴う患者数の増などによる黒字決算
 - ・ 平成29年度は、労働基準監督署の勧告に伴う時間外手当の遡及支払いなどによる赤字決算となったことから、第2期中期目標期間における収支については、目標マイナス382百万円に対し825百万円の赤字となり、中期計画に掲げた目標には届かなかった。しかしながら、高い流動比率など財務的に健全性を維持できている。
- 今後は、第3期中期目標に掲げている「中期目標期間を累計した損益計算において経常収支比率100%以上を達成」に向け、収益の改善や一層のコスト削減を行うなど、経常収支改善に向けて取り組まれない。

<法人のマネジメントについて>

全体として、中期目標について、概ね目標通り達成したものと認められる。

- 第2期中期目標期間においては、高度・専門医療を提供するための医療スタッフの確保や体制の強化・維持に努められた。労働基準監督署から重大な法令違反として不適切な労務管理を指摘されたが、改善に向けた取組が実施できていると認められる。適切な労務管理はもとより、働きやすい職場環境づくりを一層推進していただき、引き続き医療スタッフの確保や体制の強化・維持に努められたい。

3 中期目標項目別評価

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

<評価結果>

4（中期目標について、目標通り達成した）

- 新専門医制度への対応、臨床研修医の確保など、優秀な医師の確保のための取組や、医療スタッフの専門性向上は評価できる。
- 紹介率・逆紹介率は年々高まっており、地域の医療機関との連携の強化が行われており、計画通り進められたものと評価する。
- 救急医療について、中期計画通りに充実した医療提供がなされたが、第3期中期目標期間においても、傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供することを目標として掲げており、中期計画達成に向けて、法人全体として取り組むことを希望する。

評価結果	5 特筆すべき 達成状況である	4 目標通り 達成した	3 概ね目標通り 達成した	2 十分に達成して いるとは言えない	1 全 く 達成していない

小項目評価の集計結果

項目	評価 項目数	ウェイト 反映後の 項目数	小項目評価				
			A ⁺	A	B	C	D
1－(1) 好生館が担うべき医療の提供	3	3		3			
1－(2) 医療スタッフの確保・育成	2	2	1		1		
1－(3) 信頼される医療の提供	3	3		3			
1－(4) 災害時等の協力	1	1		1			
2－(1) 患者の利便性向上	1	1		1			
2－(2) 職員の接遇向上	1	1		1			
2－(3) ボランティアとの協働	1	1		1			
3－(1) 環境への負荷の小さい病院運営	1	1		1			
3－(2) 社会的信頼の向上	1	1			1		
3－(3) 医療・健康の情報発信	1	1		1			
合計	15	15	1	12	2		

<判断理由>

○ 小項目評価がA+（中期計画を大幅に上回って実施）の項目は、次のとおりであった。

- ・ 優秀な医師を確保し、新専門医制度の専攻医研修プログラムを登録し、初期臨床研修医をフルマッチで確保している。また、メディカルスタッフに対する研修等の充実によって認定看護師数が増となるなど、専門性が向上したことを評価した。

【1-(1)-① 優秀なスタッフの確保・専門性の向上】

○ 小項目評価がA（中期計画を上回って実施）の項目のうち、主なものは、次のとおりであった。

- ・ 救命救急医療の提供について、24時間365日体制の救急医療を継続実施し、三次救急医療機関としてより高度な救命救急に対応するべく、ドクターヘリとの連携やドクターカーの運用を行い、また脳卒中センターの機能を強化するなど、中期計画に掲げられた全ての項目について達成したことを評価した。

【1-(1)-① 充実した救急医療の提供】

- ・ 本県における中核的医療機関として、循環器系疾患、がん、小児・周産期、感染症医療など、高度・専門医療の提供を行ったことを評価した。

【1-(1)-② 高度・専門医療の提供】

- ・ ICT基盤の拡張による地域医療機関との連携の推進の実施など、地域の医療機関との連携を評価した。

【1-(3)-③ 地域の医療機関等との連携強化】

- ・ 基幹災害拠点病院としての機能充実、原子力災害への対応及び新型インフルエンザをはじめとする感染症への備えを強化したことを評価した。

【1-(4) 災害時等の協力】

<評価にあたっての意見、指摘等>

- ・ セキュリティポリシー研修の全員参加ができなかったことは残念である。個人情報管理は重要であり、全職員の意識向上に努められたい。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

<評価結果>

4（中期目標について、目標通り達成した）

- 脳血管内科、肝臓・胆のう・膵臓外科を新設する等の診療機能の充実、医療機能に応じた施設基準の取得及び複数主治医制の導入などの取組は評価できるものと考ええる。
- 労働基準法等について、労働基準監督署から重大な法令違反を指摘され、マネジメントの点からは看過できないものであったが、労働時間の管理の徹底や時間外勤務の縮減、事務職員の増加による業務量の軽減などの改善の取組が行われた。
- 第3期中期目標期間においては、職員の勤務環境の改善のための取組を継続して実施するとともに、職員の業績や能力を適正に評価し、努力した職員が相応な処遇を受けられる人事評価制度とすることを期待する。

評価 結果	5	4	3	2	1
	特筆すべき 達成状況である	目標通り 達成した	概ね目標通り 達成した	十分に達成して いるとは言えない	全 く 達成していない

小項目評価の集計結果

項 目	評 価 項目数	ウ ェ イ ト 反 映 後 の 項 目 数	小項目評価				
			A ⁺	A	B	C	D
1－(1) 効率的な業務運営	1	1		1			
1－(2) 事務部門の専門性の向上	1	1		1			
1－(3) 人事評価制度の構築	1	1			1		
2－(1) 収益の確保	1	1		1			
2－(2) 費用の節減	1	1			1		
合 計	5	5		3	2		

<判断理由>

○ 小項目評価がA（中期計画を上回って実施）の項目のうち、主なものは、次のとおりであった。

- ・ 脳血管内科及び肝胆膵外科を設置し、脳卒中領域及び消化器外科領域の診療機能を強化するとともに、主治医制から複数主治医制へ変更するなど、中期計画に掲げた全ての目標を達成したことを評価した。

【1－(1) 効率的な業務運営】

- ・ 平成 28 年度以降D P C 特定病院群の認定を維持し、多くの施設基準を取得していることに加え、平均在院日数の短縮を図り、収益の確保に努めている。

【2－(1) 収益の確保】

<評価にあたっての意見、指摘等>

- ・ 職員の増加については、財務面を考慮した上で、適切に対応すべきである。

第4 財務内容の改善に関する事項

<評価結果>

3（中期目標について、概ね目標通りに達成している）

- 第2期中期目標期間においては、平成26年度から平成28年度まで、収支ともに各年度計画に掲げた目標と同程度か上回る実績を上げることができたが、平成29年度において、16.6億円の純損失が生じた。結果的に、計画を約4.5億円ほど上回る損失が生じることとなったが、高い流動比率など財務的に健全性を維持できている、概ね目標通り達成しているものである。

評価 結果	5	4	3	2	1
	特筆すべき 達成状況である	目標通り 達成した	概ね目標通り 達成した	十分に達成して いるとは言えない	全 く 達成していない

小項目評価結果

評価 項目数	小項目評価				
	A ⁺	A	B	C	D
1			1		

<判断理由>

第2期中期目標期間における収支について、中期計画に掲げた4年間の目標額と、平成26年度から平成29年度までの4か年の累計実績をみると、収入については、目標53,636百万円に対し、実績は65,638百万円であり、対計画比122.4%と上回った。

また、支出については、目標54,018百万円に対し、実績66,463百万円となっており、対計画比123.0%と上回った。

その結果、収支については、目標マイナス382百万円に対し、平成29年度時点では825百万円の赤字となり、中期計画に掲げた目標には届かなかった。

しかしながら、高い流動比率など財務的に健全性を維持できている。

(単位：百万円)

区 分	実 績	計 画	対計画比
収入(A)	65,638	53,636	122.4%
（うち医業収益）	57,521	48,200	119.3%
支出(B)	66,463	54,018	123.0%
（うち医業費用）	60,442	51,360	117.7%
収支差(A-B)	△ 825	△ 382	

第5 その他業務運営に関する重要事項

<評価結果>

4（中期目標について、目標通り達成した）

- 医療スタッフが就労しやすい環境の整備として、多様な勤務形態の導入計画を策定し、仕事と家庭の調和に配慮した雇用形態や勤務時間の設定などに取り組みました。特に、労働基準監督署からの是正勧告を受け、未払い給与費の支払いだけでなく、「時間外業務対策検討チーム」を立ち上げ、時間外勤務の縮減を行うなど、対応として評価できるものとする。

評価 結果	5	4	3	2	1
	特筆すべき 達成状況である	目標通り 達成した	概ね目標通り 達成した	十分に達成して いるとは言えない	全 く 達成していない

小項目評価の集計結果

項 目	評 価 項目数	ウエイ ト反映 後の項 目数	小項目評価				
			A ⁺	A	B	C	D
人事に関する事項	1	1		1			
地方債償還に対する負担	1	1		1			
合 計	2	2		2			

<判断理由>

- 小項目評価がA（中期計画を上回って実施）の項目は、次のとおりであった。
 - ・ 仕事と家庭の調和に配慮した雇用形態や勤務時間の設定などを評価した。
【人事に関する事項】
 - ・ 県に対する地方債の償還に係る負担を、計画通り遂行したことを評価した。
【地方債償還に対する負担】

(参考資料)

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価実施要領

第1 趣旨

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「法人」という。）に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条における設立団体の長による業務の実績の評価（以下「評価」という。）の実施に当たっては、以下に示した評価方針、評価方法等により実施する。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 年度評価 法第28条第1項各号に掲げる各事業年度における業務の実績の評価
- (2) 中期目標期間評価 法第28条第1項第2号及び第3号に掲げる中期目標期間における業務の実績の評価
- (3) 見込評価 法第28条第1項第2号における中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価
- (4) 期間実績評価 法第28条第1項第3号における中期目標の期間における業務の実績の評価

第3 評価の基本方針

評価は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 評価は、主として中期目標・中期計画の達成状況を確認する観点から行い、法人の組織、業務等の改善が期待される事項等を明らかにすることにより、次期中期目標の策定、中期目標の変更を含めた業務運営の改善等に資することを目的とする。
- (2) 評価を通じて、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取組状況やその成果を分かりやすく示し、県民への説明責任を果たすものとする。

第4 評価の実施方法

評価は、次の実施方法により行うものとする。

- (1) 評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 評価に関する作業が、法人の過重な負担とならないよう留意するものとする。
- (3) 評価は、法人が自己評価に基づき作成する業務実績報告書（別添様式1及び様式2）に基づき、「中期目標項目別評価」及び「全体評価」により実施する。

第5 法人の自己評価

1 年度評価

- (1) 業務実績報告書を記載するに当たっての留意事項

法人は、次の事項に留意し、中期計画の項目ごとに、業務の達成状況や業績の内容等について業務実績報告書に記載する。

ア 業務実績報告書の記載に当たっては、できる限り客観的な情報・データを用いて具体的に記載する。

イ 当該年度の数値目標を設定している場合は、実績値（当該項目に関する取組状況も含む。）を記載し、実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通しを併せて記載する。

ウ 数値目標を設定していない場合は、当該年度における取組の実績を記載し、その実績が年度計画で定めた目標に達していない場合は、その理由及び次年度以降の見通しを併せて記載する。

エ 業務の達成状況、自己評価の理由等の記載と併せて、特筆すべき事項があれば、特記事項欄に記載する。

特記事項に記載すべきものは、次のとおりである。

（ア）中期計画には記載していなかったが、力を入れて取り組んだもの

（イ）自己評価の過程で、中期計画を変更する必要がある場合又は変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況及び理由（外的要因を含む。）

（ウ）その他知事に報告すべき法人運営の状況等

オ その他必要に応じて、資料を添付する。

（2）項目別評価

ア 法人は、中期目標項目のうち、「第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」及び「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」については、年度計画の小項目ごと（内容により複数の小項目ごと）に、業務の進捗状況を次の5段階で自己評価するとともに、その判断理由を記載する。

<小項目評価>

A⁺：年度計画を大幅に上回って実施している。（特に優れた実績を上げている場合）

A：年度計画を上回って実施している。

B：年度計画を十分に実施している。（達成度がおおむね9割以上の場合）

C：年度計画を十分には実施していない。（達成度がおおむね6割以上9割未満の場合）

D：年度計画を大幅に下回っている。（達成度がおおむね6割未満の場合）

イ 法人は、小項目評価において、年度計画の各項目について、当該項目が属する中期目標項目内における重要性又は困難性を勘案してウェイト付けを行うことができる。ウェイト付けについては、年度計画を作成する際に行うものとする。

ウ 中期目標項目のうち、「第4 財務内容の改善に関する事項」及び「第5 その他業務運営に関する重要事項」については、小項目評価は行わず、当該年度の実績並びに年度計画との差異及びその理由を記載するものとする。

（3）全体評価

全体評価は、項目別評価の結果等を踏まえ、業務の実施状況、財務状況及び法人のマネジメントの観点から、年度計画の進捗状況を記述式で総合的に評価する。

2 中期目標期間評価（見込評価及び期間実績評価）

（1）業務実績報告書を記載するに当たっての留意事項

法人は、次の事項に留意し、中期計画の項目ごとに、業務の達成状況や業績の内容等について業務実績報告書に記載する。

- ア 業務実績報告書の記載に当たっては、できる限り客観的な情報・データを用いて具体的に記載する。
- イ 数値目標を設定している場合は、実績値（当該項目に関する取組状況も含む。）を記載し、実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び中期計画最終年度又は次期中期目標期間の見通しを併せて記載する。
- ウ 数値目標を設定していない場合は、当該中期目標期間における取組の実績を記載し、その実績が中期計画で定めた目標に達していない場合は、その理由及び中期計画最終年度又は次期中期目標期間以降の見通しを併せて記載する。
- エ 業務の達成状況、自己評価の理由等の記載と併せて、特筆すべき事項があれば、特記事項欄に記載する。
- 特記事項に記載すべきものは、次のとおりである。
- (ア) 中期計画には記載していなかったが、力を入れて取り組んだもの
- (イ) 自己評価の過程で、次期中期計画を変更する必要がある場合又は変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況及び理由（外的要因を含む。）
- (ウ) その他知事に報告すべき法人運営の状況等
- オ その他必要に応じて、資料を添付する。

(2) 項目別評価

- ア 法人は、中期計画の小項目ごと（内容により複数の小項目ごと）に、中期計画の達成状況を次の5段階で自己評価するとともに、その判断理由を記載する。

<小項目評価>

- A⁺：中期計画を大幅に上回って実施している。（特に優れた実績を上げている場合）
- A：中期計画を上回って実施している。
- B：中期計画を十分に実施している。（達成度がおおむね9割以上の場合）
- C：中期計画を十分には実施していない。（達成度がおおむね6割以上9割未満の場合）
- D：中期計画を大幅に下回っている。（達成度がおおむね6割未満の場合）
- イ 法人は、各年度実績評価の小項目評価において、年度計画の各項目が属する中期目標項目内における重要性又は困難性を勘案してウェイト付けを行っていた場合は、ウェイトを勘案して自己評価を行うことができる。

(3) 全体評価

- 全体評価は、項目別評価の結果等を踏まえ、業務の実施状況、財務状況及び法人のマネジメントの観点から、中期計画の達成状況を記述式で総合的に評価する。

第6 評価委員会による調査審議及び知事による評価

1 評価委員会による調査審議

- 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会条例（平成20年佐賀県条例第54号）第2条第2号の規定による知事からの諮問に応じ、法人から提出された業務実績報告書等を基に、業務の実績等（ウェイト付けを含む。）の評価について調査審議を行う。

2 知事による評価

(1) 小項目評価

知事は、上記第5の小項目ごとの法人の自己評価について、評価委員会による調査審議を踏まえ、評語を決定する。

(2) 中期目標項目別評価

上記1の知事の小項目評価を踏まえ、知事は、中期目標の項目ごとに、中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況、特記事項の内容等を総合的に勘案して次の5段階で評価するとともに、その判断理由を記載する。また、5段階の評価の目安は次のとおりとし、法人の自己評価を基礎として、知事が改めて評価する。

ア 5段階評価

(ア) 年度評価

- 5：中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。
- 4：中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる。
- 3：中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる。
- 2：中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている。
- 1：中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある。

(イ) 中期目標期間評価

- 5：中期目標・中期計画について、特筆すべき達成状況にある。
- 4：中期目標・中期計画について、目標どおり達成している。
- 3：中期目標・中期計画について、概ね目標通り達成している。
- 2：中期目標・中期計画について、十分に達成しているとは言えない。
- 1：中期目標・中期計画について、全く達成していない

イ 評価の目安

(ア) 年度評価（項目評価の対象である中期目標項目に係る評価の場合に限る。）

- a 5と評価する場合
 - ・(1)の小項目評価が全てA又はBであり、かつ、業務の進捗状況や特記事項の内容に特筆すべき進捗や取組みがあり、知事が特に認める場合
- b 4と評価する場合
 - ・(1)の小項目評価が全てA又はBである場合
- c 3と評価する場合
 - ・(1)の小項目評価におけるA又はBの割合が9割以上である場合
 - ・(1)の小項目評価におけるA又はBの割合が9割には満たないが、業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して知事が相当と認める場合
- d 2と評価する場合
 - ・(1)の小項目評価におけるA又はBの割合が9割に満たず、業務の進捗状況や特記事項の内容に特段の評価できる進捗や取組みが認められない場合
- e 1と評価する場合
 - ・(1)の小項目評価においてC又はDが多く、中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項があると知事が特に認める場合

(イ) 中期目標期間評価

- a 5と評価する場合

- ・(1)の小項目評価が全てA又はBであり、かつ、中期計画の達成状況又は特記事項の内容に特筆すべき実績又は取組がある場合で、知事が特に認めるとき
 - b 4と評価する場合
 - ・(1)の小項目評価が全てA又はBである場合
 - c 3と評価する場合
 - ・(1)の小項目評価におけるA又はBの割合が9割以上である場合
 - ・(1)の小項目評価におけるA又はBの割合が9割には満たないが、中期計画の達成状況又は特記事項の内容を総合的に勘案して知事が相当と認める場合
 - d 2と評価する場合
 - ・(1)の小項目評価におけるA又はBの割合が9割に満たず、中期計画の達成状況又は特記事項の内容に特段の評価できる実績又は取組が認められない場合
 - e 1と評価する場合
 - ・(1)の小項目評価においてC又はDが多く、中期目標・中期計画が達成されなかったと知事が認める場合
- ウ ウェイトの反映

評価に当たっては、法人が5の(2)のイによりウェイト付けを行っている場合は、ウェイトを勘案して判断する。

(3) 全体評価

全体評価は、中期目標項目別評価の結果等を踏まえ、中期目標・中期計画の進捗又は達成状況全体を総合的に評価する。評価は、業務の実施状況、財務状況及び法人のマネジメントの観点から、記述式で行う。また、組織・業務運営等に関して改善すべき事項がある場合は、当該事項について記載する。

(4) 留意すべき点

評価を実施するに当たっては、法人を取り巻く諸事情等を勘案し、総合的に判断するものとする。

第7 評価の進め方

- (1) 法人は業務実績報告書を作成し、知事に提出する。【6月末日まで】
- (2) 知事は、評価案について評価委員会に諮問する。評価委員会は、業務実績報告書等を基に法人からのヒアリング等により調査審議を行う。【7・8月中旬】
- (3) 知事は、評価委員会の調査審議を踏まえた上で、評価案を取りまとめ、法人に意見申立ての機会を付与する。【8月下旬】
- (4) 知事は、評価を決定し、その結果を法人に通知し、公表するとともに、評価結果を議会に報告する。【9月頃】

第8 その他

- (1) 評価結果は、法人の業務改善及び役員の処遇に評価結果を活用する。
- (2) 本実施要領については、必要に応じ、法人との協議を経て見直すことができるものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に実施する評価から適用する。

※別添様式 1 及び様式 2 を省略

